

答申第 895 号

諮問第 1571 号

件名：職員の不祥事について等の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）について不開示とした決定は、取り消すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 7 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 8 月 10 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

処分庁の、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由は、行政文書不開示決定通知書に記載されているが、審査表、速報、職員の「体罰」暴力及び不適切対応、について表題とする文書が示されていないので反論等ができない。処分庁が個人を識別するということを述べているが、具体的に職員の職務に関する部分があることは推測されるがそれ以上については、不開示文書については、処分庁に主張される通りであるか判断ができない。反論もできない。具体的には、書面の、作成されたもしくは、受け取られた日時、宛先、差出人、書面の形態、形式、様式等、文書の内容、開示できない部分があったとしても、処分庁の言い分を認めたとしても、その一部分は開示できる。本件不開示文書は、職員の指導・審査等につながった文書である。本当にあったのかどうか、明確にすべきである。一部分でも開示されるべき文書であるということである。もしくは全面的な黒塗り文書ではなく、わずかな部分については、開示という対応をすべきである、知る権利のための努力をすべきである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 弁明書において処分庁は「開示を求める理由が不明確であったため釈明要求を行い」とあるが、不開示に対する、開示要求であれば、公開原則に従えば、全面的な開示を求めていると理解した方が妥当である。審査請求人の釈明に誤解等あれば再度、原則公開ということでの判断を求めるものである。

そもそも、開示を求める、理由について、開示請求者が、処分庁から理由について、答えを求められることはこれまでになかった。理由を求められる事についての根拠、理由等を処分庁には求めたい、請求人は知りたい。

(イ) 請求人が原則公開を、主張している理由は、処分庁には「知る権利」を優先した、対応を求めるものであることを理解してもらいたい。知りたいことを知ることは当然の権利である。

さらに云うならば、行政に関する、不祥事に関することも含め、事実関係を知りたいということである。

請求人等、住民は、知る権利があり、行政には知らせる義務、責任があるということである。

(ウ) 弁明書に記載してある、各事項（職名、氏名等）については、具体的に記載してあることも、開示を求めるものであるが、少なくとも、各事項については開示できるということである。

さらに、具体的に記載してある、内容について、黒塗りにするということなら、黒塗りにする理由を、具体的に説明することが、処分庁には求められるということである。例えば、「個人の権利利益を害するおそれがある」というなら、どのような経緯、状況等で、個人の権利を害するのか、どのような時に、おそれが現実（害することになるのか）になるのか説明することが求められるということである。そのうえで、不開示等の対応が処分庁は行えるということである。説明がなく不開示にすることは不当違法であるということである。

(エ) 弁明書にある処分庁の、主張は、条例等の記載は、開示しないための言い訳に過ぎない、といわざるを得ない。

(オ) また、「おそれ」ということだけで、不開示にすることは、厳密な根拠のない不開示理由であり、理由とは言えない。不開示そのものが、不当、違法である。公正・中立ということにも反するというところである。

(カ) 弁明書の「処分前である人事上確定していない未成熟な状況」ということについて、「おそれがある」ということは、処分前に、開示をしたら、おそれがあると心配しているということであるなら、処分が確定したら、（本件も確定している）開示できるということである、と理解する。

なお、おそれということは、処分庁は、そのように感じたら、行政行為の判断理由、として成り立つということを主張されていると解釈してもいいということなのか明らかにしてもらいたい。

- (キ) 本件審査請求時はともかくとして、現時点では、本件開示請求の内容の事案に関する処分は（職員の処分を指す）、なされていることからすると、審査会での決定は、開示してもよいということになる。

それとも再度開示請求をしたら開示されるということになる。そうであるなら早急に結論をお願いしたい。

- (ク) 弁明書で主張することは、「おそれ」についてであると解するが、報告書はあくまで、報告書であり、誤解、誤り等がある可能性もある。

開示請求人は、少しでも早く、事実関係を知りたいということで開示請求をしている。まずは、現在ある文書を開示してもらいたいということに尽きる。

少し、突き放した言い方かもしれないが、おそれについては、処分庁の、気分的ともいえる、理由であって、それが開示請求人に関係しているのか、不明であるが、開示請求人が、納得できる理由とはいいがたい。極論すると、気分はまだ従う理由はないということである。

- (ケ) 弁明書の「社会通念上有意性が認められない」ということについて、具体的にどのようなことか説明を求めたい。請求人が理解できないことで、開示が認められないということは、あり得ないことといわざるを得ない。あってはいけないことである。明確な理由根拠を示さない、不開示はあり得ないことを認識してもらいたい。本件不開示は、不当違法であることは明らかである。

もしかしたら、常識外れ、というようなことを処分庁職員が述べているのではないかと、思う。もし、そうであるならそのように記載してもらいたい。この文書を作成した関係者に釈明を求めたい。

審査請求人は、軽くあしらわれたものであるといわざるを得ない。

社会通念上、（もしかしたら引用に誤りかもしれない）認められないことを請求しているということになる。

実際に見てみないことには判断できないこともある。今回のように全く見ていない文書に関して、有意性が認められないといわれても、具体的に反論ができにくい。しかしながら、以前、処分庁は、まったくの黒塗りから、表題を開示された記憶はないのか。もしかしたら当時は、審査制度が、現在と異なっていたことが関係していたのかもしれない。

記憶だが「表題が、明らかになった」ことがあったことをお伝えする。

- (コ) 再度、弁明書「処分日までに新たな事実が判明…」とあることに関

して処分が出たら、確定した段階で、請求をしたら開示するという
ことと理解していいということになる。決定書で、そのように答えても
らえたらよい。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

請求をした根拠は、確か新聞報道による記事を基にしたのではないか
なと思う。

さらに、現時点ではこれらは多分、処分等がもう終わっているという
ことである。処分等が終わると、再度報道等がなされているのではない
かなということが言える。

そして、もう一つは、請求時点で、報告書なり何らかの形での文書が、
教育行政庁に送付等をされているのではないかと考えられる。

何らかの形でこの関係する文書があったのではないかと思っている。
何もなくて、口頭で記者会見等、話をされることはあり得ないと思う。
何もなくて、聞かれて即答して、教育委員会等の見解というような発表
の仕方は、危うい対応だと思うので、そういうことはあり得なかったと
思う。

私が請求した時点で文書があったということを申し上げたので、行政
としてもどのような文書がそのときあるのか、メモを含めて、メモが開
示される対象であるとかないとかという論議は置いておいて、どうい
うものがあるのかという少なくとも項目・枠組み、それからどこが作成し
た等々については、明らかにできるのではないか。

まず、開示する、しないの以前に、文書の特定を明確にすること。そ
れから、その文書の作成者、ページ数、そういう細かいことも含めて明
らかにできる部分はあったのではないかと思うが、あるかないか回答す
るとそのことが問題であるということで、文書の所在さえ明らかにされ
ない場合もある。どういう文書があるのか、見せる・見せないは別とし
て、それを明らかにされることが、行政の責務ではないか。

行政庁の中にある文書は、行政だけのものでなくて、請求人を含めた
住民・県民のものであると認識をしている。そうしなければ、行政の、
処分庁の思いどおりに文書を扱って、明らかにしないということは、行
政庁による行政文書の独占、独占というよりも私物化とも言えると思
っている。

職員処分の途中経過だから見せないというようなことではなく、職員
の処分の途中経過の文書であろうとなかろうと、全部見せないというこ
とはあり得ない。何らかの形で何かを出せることが職務ではないか。何
らかの形で早めに出すことは、問題が後に残る、起きるというように考
えて出さないことは、情報操作をしているのではないか。情報操作がで

きる可能性が残るというところに、またいろいろ問題も派生するし、そういうことが住民の信頼を損なうことになるとも考える。

処分庁の処分中のものであるとか等々において、規制をしながら出されないということは、この情報公開法、「知る権利」の障害になっているということは明らかである。今回の件についても、処分途中だとか、明らかにすると今後職員が意見を言いにくくするというような理由付けで出されないことがあるので、そういうことを考えると、知る権利が相当侵されている。

知る権利に基づくと、処分庁にある文書は全て公開することが原則であるというふうに認識をしている。確かに仕事がやりにくいとか等々言うが、そういうことにおいてそれを優先させると、本当は知る権利は後回しになって、行政庁の職務が優先しているように錯覚すら起こることがある。そうではなく、あえて公開原則をまず前面に立てて、いろいろな情報の扱いになってもらいたい。

最高裁が1991年、根拠規定を示すだけでは不十分ということで、最高裁までいった事案について、確か請求者の請求を認めなさいというような判例が出たということが、報道によって明らかになっている。

処分庁の処分がこれから行われようとしているときに、生の情報に等しいものであるもので、すんなり出してしまっても不手際になっては困るということで出さないのではないか。行政の内部においても重要な情報であるかもしれないが、見たい者にとっても、実際に早いうちに公開されて見たい。今回も請求してだいぶ経っているので、今明らかになっても正直なところ、仮に審査会で全面公開ということで今出してもらっても、もう年数から言えば下手すれば2年ぐらい経って見ることになるので、そういう意味では処分庁のいう処分の進行中だというような理由は、ほとんど請求者の権利を侵害する理由付けにしかならない、理由付けそのものが違法ではないか。

本来は作成される文書は全て公開対象になるし、公開されるものであるということが前提であるという認識を、行政には持ってもらいたい。

時代とともに文書の扱い、公開される内容というのは変化しているから、今回のような曖昧な理由、理由として納得できない理由で、公開請求をすると、他の県では開示されて愛知県ではされないというようなことになると、何度も審査請求をする可能性も出てくる。

今回の理由のような内容で非開示にすることは問題であるし、そのような文書作成をこれまで継続してきている行政に問題があるというふうに受け止められて、実際に開示を前向きに捉えてほしいなということを感じるし、審査会においても公開原則を元に審査をしていただけたらと思う。

開示請求というのは公開が原則である。不開示にするということはほとんど特例である。

やろうと思えばできる範囲があるはずなので、そのことを例えば「てにをは」のそういう言葉でも開示できる範囲はあるはずである。そのことを元にした開示が今回もできるはずなので、今回の不開示はあり得ないと考えて今回の審査会に請求したので、その観点に立った審査結果をお願いしたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 釈明要求について

本件開示請求時には懲戒処分等が確定していないとして全てを不開示とした本件行政文書について、懲戒処分等が行われた後にあった別件開示請求においてその一部を開示しているものがあり、本件審査請求において開示を求める理由が不明確であったため、審査庁である県教育委員会から審査請求人に対して平成29年12月7日付けで釈明要求を行い、①現時点では職員に対する処分の事務が済んでおり、開示できる部分が増えているため、一部でも開示するように変更せよという趣旨なのか、あるいは②現状は関係なく、決定時に適用した上記開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由に対しての不服申立てであり、不開示情報該当性を争うという趣旨であるのか、について確認したところ、同月8日付けで審査請求人から回答があり、本件審査請求の理由は②であるとのことであったため、不開示情報該当性について述べる。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件開示請求日である平成29年7月28日までの間で、平成29年度に体罰（文書1から文書3まで）又は不適切な発言（文書4）を行ったとされる職員の非違行為について県教育委員会が作成又は取得した次に掲げる文書であって、その全てを不開示としたものである。

ア 文書1「職員の不祥事について（報告）（平成29年6月12日付）」

当該文書は、発生した非違行為について、非違行為を行ったとされる職員（以下「A職員」という。）の所属校の校長が事実関係を調査し、その内容を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、県教育委員会に提出したものである。当該文書は、所属校報告文、非違行為報告書、A職員の申立書及び校長の意見書から構成されており、所属校報告文には、日付、宛先、発信者等が、非違行為報告書には、作成者の職名、氏名及び印影、A職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生場所、概要、相手方の状況、事後措置等が記載されている。また、A職員の申立書には、A職員の氏名、申立て等が、

校長の意見書には、校長の氏名、意見等が記載されている。

イ 文書2「審査表（平成29年7月18日付）」

当該文書は、処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生日、発生場所、審査対象者の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案、人事考査委員会の審査結果（所見）等が記載されている。

ウ 文書3「教職員の人事について（平成29年7月18日付）」

当該文書は、県教育委員会において、A職員及び校長の処分内容を決定するために起案したものである。

当該文書は、起案文及び案文から構成されており、起案文には、起案者氏名、題名、決裁者・承認者の印、伺い文等が記載されている。また、案文には、A職員の所属、職名及び氏名、処分内容、処分理由、所属校の校長に対する通知等が記載されている。

エ 文書4「非違行為に関する速報（平成29年7月18日付）」

当該文書は、発生した非違行為について、A職員とは別の非違行為を行ったとされる職員（以下「B職員」という。）の所属校の校長が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が愛知県の教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を経由し、県教育委員会に提出したものである。

当該文書には、B職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、発信者、非違行為の内容等が記載されている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書には、A職員及びB職員の所属校名、氏名、生年月日等及び体罰の相手方の氏名、年齢等が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

それらの情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第7条第2号ただし書口には該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書二にも該当しない。

また、A職員及びB職員は公務員であるが、処分についての情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、本件開示請求時は処分内容を検討している段階の情報であるため、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イにも該当しない。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する情報が記録されている。

(4) 条例第7条第5号該当性について

本件行政文書は、A職員、B職員、被害児童生徒、関係する職員等からの聞き取りの内容、A職員の申立て、校長の意見、処分経過等（以下「聞き取り内容等」という。）が記載されており、処分を決定するための審議、検討又は協議に関する情報であることから、これを公にすることが前提になれば、関係者が開示されることを意識して発言するおそれがあり、これらの記録の形骸化が避けられなくなる。その結果、関係者の意見等が十分入手できなくなるおそれがあり、県教育委員会の審議及び検討に必要な情報が提供されないことにより、県教育委員会の公正・中立的な審議及び検討に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件開示請求時において確定していない処分について、非違行為の内容が少しでも公にされると、事案の内容から関係者が特定される可能性があり、その場合、A職員及びB職員その他関係者が外部からの圧力や干渉を受けるおそれがあり、処分前にそのような事態が発生すれば、事実とは異なる発言等をするなど、正確に事実を把握することが困難となる。

さらに、内部での審議及び検討がまだ十分でない当該非違行為に関する情報が、処分前である人事上確定していない未成熟な状態で、少しでも公になると、県民や教育現場に無用な誤解や混乱を招くおそれがあり、外部からの圧力により本件事案の審議及び検討に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第7条第5号に該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書は、聞き取り内容等が記載されており、職員の任命権者である県教育委員会による任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であって、これを公にすることが前提になれば、作成者である校長等が開示されることを意識した記述をせざるを得なくなり、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、被害児童生徒やその保護者からの聞き取り内容、事実経過をどの程度まで開示するのか、記者発表等でどの程度まで公表するかは被害児

童生徒側からの申出等を考慮する必要がある、公表する場合、その具体的な内容は処分が確定するまで定まっていない。そのため、本件開示請求時において確定していない処分内容について、一部でも開示することになれば、被害児童生徒や保護者からの信頼を裏切り、今後、事実把握のため正確な情報を入手することも困難となるおそれがある。

また、当該審議及び検討に関する情報が公になると、県教育委員会が公正・中立的な立場で審議及び検討を行うことが困難となり、県教育委員会が行う人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第7条第6号に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、本件審査請求書において、「表題とする文書が示されていないので反論等ができない。」と主張している。

しかし、文書の表題については、決定通知書の別紙「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄において記載している。

イ また、「具体的には、書面の、作成されたもしくは、受け取られた日時、宛先、差出人、書面の形態、形式、様式等、文書の内容、開示できない部分があったとしても、処分庁の言い分を認めたとしても、その一部分は開示できる。」、「一部分でも開示されるべき文書であるということである。もしくは全面的な黒塗り文書ではなく、わずかな部分については、開示という対応をすべきである、知る権利のための努力をされるべきである。」と主張している。

しかし、文書の発信者については、A職員又はB職員が特定されるおそれがある。

また、文書の日付については、行政文書の名称として決定通知書に記載しており、開示する有意性がない。さらに、文書の宛先、形態及び様式についても、社会通念上、有意性が認められるものではない。

その他の本件行政文書の内容については、処分日までに新たな事実が判明し、直前で処分内容を検討し直すことも考えられることから、本件開示請求時において確定していない処分について、少しでも非違行為の内容を公にすることになれば、当該職員又は被害児童生徒の不利益な情報を公にしてしまう可能性があり、個人の権利利益を害するおそれが十分にあり得るものであり、また、県教育委員会の審議及び検討に支障を及ぼすおそれがある。

ウ さらに、「本当にあったのかどうか、明確にすべきである。」と主張しているが、決定通知書においては、文書名を特定し記載しているため、

本当にあったのかどうかは決定通知書において確認することができる。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、体罰及び不適切な発言を行ったとされる教員である A 職員及び B 職員の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した4件の文書であり、その構成及び記載内容は、前記3(2)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、本件開示請求書が提出された時点において A 職員及び B 職員の処分が確定していなかったことから、本件行政文書が条例第7条第2号、第5号及び第6号に該当するとして、本件行政文書のいずれについても全部を不開示としている。

(3) 不開示情報該当性の判断の時点について

ア 実施機関によれば、本件開示請求に係る教員の非違行為については、本件開示請求書が提出された平成29年7月28日時点においては県教育委員会における処分が確定しておらず、審議及び検討がまだ不十分な状態であったため、本件行政文書の全部を不開示としたとのことである。しかし、当審査会において実施機関に確認したところ、本件不開示決定を行った同年8月10日時点においては、A教員に係る処分が同月2日付けで既に行われていたとのことであり、実施機関が不開示情報の該当性について本件不開示決定時点ではなく、本件開示請求書が提出された時点で判断する理由はなかったものと考える。

イ したがって、実施機関は本件不開示決定を取り消した上で、本件行政文書について改めて開示決定等をすべきである。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- 文書 1 職員の不祥事について(報告)(平成 29 年 6 月 12 日付)
- 文書 2 審査表(平成 29 年 7 月 18 日付)
- 文書 3 教職員の人事について(平成 29 年 7 月 18 日付)
- 文書 4 非違行為に関する速報(平成 29 年 7 月 18 日付)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 7. 25	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 8. 13	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
31. 3. 25 (第570回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 4. 23 (第572回審査会)	審議
1. 5. 31	答申